

令和4年度 第1回 大阪市行政不服審査会 会議録

1 日 時 令和4年5月17日（火曜日） 午後3時10分～午後5時

2 場 所 大阪市役所屋上階P1会議室

3 出席者（委員）

海道俊明委員、北川豊委員、榊原和穂委員（会長）、
櫻井多美委員、常谷麻子委員、永井秀人委員（会長代理）、
野村宏子委員、畠田健治委員、平松亜矢子委員、
丸山敦裕委員（ウェブ参加）、森本勝志委員、吉岡奈美委員
（事務局）

総務局：巽行政部長、川田行政不服審査担当課長、白子担当係長、伊藤係員
財政局：小林税務不服審査担当課長、坂本担当係長

4 議 題

- (1) 委員の紹介
- (2) 部会の構成
- (3) その他（報告事項、審査会運営に係る意見交換）

5 会議内容

○白子担当係長

大阪市行政不服審査会事務局の総務局行政部行政課の白子です。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の運営方法について、説明させていただきます。

本審査会は参集及び一部ウェブ参加の方法での開催のため、会議の公開は、大阪市行政不服審査会運営要領第24条の3に基づき、傍聴を認めることにより行わせていただきます。

傍聴者の遵守事項については、104 ページ掲載の大阪市行政不服審査会傍聴要領の通りです。なお、「写真撮影、録画及び録音」については、禁止されていませんが、審査会の運営及び他の傍聴者の傍聴に支障のない範囲で、傍聴席においてのみ認めることといたします。

本審査会の記録を作成及び公開する必要上、事務局にて録音及び Teams 画面の録画をさせていただきます。当該録音・録画データについては、議事録完成までの間の保管中は情報公開請求の対象となりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

今回、ウェブ参加の委員もおられ、また、傍聴人にも誰が発言しているかわかるようにするため、会場の委員の皆様におかれましては、発言の際は挙手の上、会長の指名を受けてから発言をお願いします。また、誰がしゃべっているかわかるように、前のカメラでフォーカスさせていただきます。ただ、カメラが追いつかないこともあるので、指名の上とさせていただきます。

ウェブ参加の丸山委員におかれましては、発言されない間は画面上のマイクボタンを「オフ」にいただき、発言がある場合は手のひらマークの挙手ボタンを押していただき、挙手ボタンがない場合はマイクを「オン」にして挙手してください。その後、会長の指名を受けてから発言をお願いできればと思います。

事務局からは以上です。それでは、会長お願いします。

(1) 委員の紹介

○榊原会長

それでは、自己紹介から始めさせていただきます。

大阪市行政不服審査会会長の榊原（さかきばら）と申します。

私、本審査会委員4年目を迎えまして、今年度、最終年度となります。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これ以降、五十音順に委員の皆様のお名前をお呼びさせていただきますので、一言いただければと思います。ウェブ参加されている委員におかれましては、大阪市行政不服審査会運営要領第24条の2第3項に基づく本人確認と映像及び音声に問題がないことの確認を兼ねさせていただきます。資料としては、3ページをご覧ください。

それでは、海道（かいどう）委員お願いします。

○海道委員

関西大学の海道です。今期で2期目となります。今後ともよろしく願いいたします。

○榊原会長

それでは、北川（きたがわ）委員お願いします。

○北川委員

委員の北川です。大阪弁護士会所属の弁護士です。よろしく願いいたします。

○榊原会長

櫻井（さくらい）委員お願いします。

○櫻井委員

こんにちは。税務第2部会の櫻井多美と申します。税理士をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○榊原会長

常谷（つねや）委員お願いします。

○常谷委員

常谷と申します。今年で2期目・3年目となります。弁護士です。よろしく願いいたします。

○榊原会長

永井（ながい）委員お願いします。

○永井委員

弁護士の永井でございます。税務第2部会の部会長を務めさせていただいております。最終年となるかと思っております。今年もよろしく願いいたします。

○榊原会長

野村（のむら）委員お願いします。

○野村委員

税理士の野村でございます。よろしく願いいたします。私も税務第2部会で今年度最終年となりますので、よろしく願いいたします。

○榊原会長

島田（はたけだ）委員をお願いします。

○島田委員

弁護士の島田です。総務第2部会に属しております。今年で2期目になります。よろしくお願いいたします。

○榊原会長

平松（ひらまつ）委員をお願いします。

○平松委員

税務第1部会で弁護士の平松亜矢子です。私も2期目であと1年となりますので、よろしくお願いいたします。

○榊原会長

丸山（まるやま）委員をお願いします。

○丸山委員

関西学院大学の丸山と申します。私は1年目ということで、わからないことが多いかと思っておりますので、先生方のご協力を得ながら、なんとか役割を全うしていければと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○榊原会長

森本（もりもと）委員をお願いします。

○森本委員

税理士の森本です。税務第1部会で2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○榊原会長

吉岡（よしおか）委員をお願いします。

○吉岡委員

税理士の吉岡と申します。税務第1部会に所属しております。今回で2期目に入ったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○榊原会長

ありがとうございました。ウェブ参加の委員につきまして、大阪市行政不服審査会運営要領第24条の2第3項に基づく本人確認と映像及び音声に問題がないことの確認ができましたので、大阪市行政不服審査会を始めさせていただきます。

大阪市行政不服審査会運営要領第24条の2第2項によるみなし出席を含めて出席者は12名であり、審査会の定足数である「半数以上」を満たしています。ただ今から、令和4年度第1回行政不服審査会を開催いたします。

まず、本日の議事次第等について、事務局よりご説明をお願いします。

○白子担当係長

それでは、私の方から説明させていただきます。

説明用の資料につきましては、参集委員及び傍聴者におかれましては、机上に配付しておりますのでご覧ください。ウェブ参加委員の丸山委員におかれましては、事前送信させていただいております全体会資料一式データをご覧ください。資料を提示させていただく際には、資料下部の通し番号にて示さ

せていただくとともに、Teams の共有機能を使い、画面に映し出す形で進めさせていただきますので、適宜スクリーン及びモニターをご確認ください。

それでは、2 ページ「議事次第」をご覧ください。あわせて、表示させていただきますので、少々お待ちください。

まず、「1 委員の紹介」は既に行わせていただいたとおりです。

次に、「2 部会の構成」について決議いただきたいと思います。

さらに、「3 その他（報告事項）」として、事務局より本審査会が設置された平成 28 年 5 月から令和 4 年 4 月 30 日までの大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数及び令和 3 年度の認容答申の概要についてご説明させていただきます。

その後、「3 その他（審査会運営に係る意見交換）」として、事前にご案内させていただいた課題について、委員間での意見交換をお願いできればと思います。

それでは、会長をお願いします。

(2) 部会の構成

○榊原会長

それでは、部会構成の決議に移りたいと思います。

今回新たに 1 名の委員をお迎えすることになりましたので、「部会の構成」について、審議したいと存じます。

大阪市行政不服審査法施行条例第 9 条第 1 項の規定により、「審査会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する事項を処理させることができる」とされています。

そこで、体制案について、私よりご提案させていただきます。4 ページ「資料 2 大阪市行政不服審査会の体制案」をご覧ください。

今回、従前からの委員の所属部会をそのまま、新規に委員となられた丸山委員につきましては、総務第 1 部会に所属いただく案をお示しさせていただいています。

ご質問等、ございますでしょうか。

ご質問等ある方は、挙手をお願いします。

(質問等なし)

○榊原会長

それでは、「2 部会の構成」について、決議に移らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○榊原会長

ありがとうございます。全委員の賛成を確認できました。

当審査会は、今後、ただいまご決議いただいた体制で調査審議を進めてまいりたいと思います。

(3) 報告事項

○榊原会長

次に、大阪市行政不服審査会の調査審議状況及び認容答申の概要について、事務局より報告してもらいます。

○白子担当係長

それでは、事務局よりご報告させていただきます。

5 ページ「資料3 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数」をご覧ください。

(事務局「資料3 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数」を表示)

まず、大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数についてご説明させていただきます。平成 28 年 5 月の審査会発足以降、令和 4 年 4 月 30 日までの 6 年間で、総務部会が 53 件の諮問に対し 45 件の答申、取下げ 4 件、税務部会が 64 件の諮問に対し 60 件の答申、取下げ 3 件で、審査会全体では、計 117 件の諮問に対し 105 件の答申、取下げ 7 件です。なお、現在、総務部会にて 4 件、税務部会にて 1 件が審議中です。

諮問件数の年度ごとの傾向としては、平成 28 年度は 9 件、平成 29 年度は 27 件、平成 30 年度は 23 件、令和元年度は 16 件、令和 2 年度は 16 件、令和 3 年度は 25 件です。

なお、大阪市長に対する審査請求の件数は、令和 2 年度の 1 年間で 351 件になります。この 351 件が大阪市行政不服審査会に諮問されるのは概ね令和 3 年度くらいで、令和 3 年度の諮問件数に対応します。令和 3 年度の審査請求件数は現在調査中で、ここには入れておりません。それに比べて諮問件数が少ないのは、大阪市行政不服審査会に諮問されない審査請求も多く、その代表例である情報公開請求や個人情報開示請求のみをあわせて令和 2 年度 267 件あったためです。

次に、6 ページ「資料4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要」をご覧ください。

(「資料4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要」を表示)

前述のとおり、設立以降、本年 4 月 30 日までに 105 件の答申をお出しいただいているところですが、そのうち 14 件について認容あるいは一部認容答申をいただいております。答申レベルでの、一部認容も含む認容率は約 13%となります。

本日は、令和 3 年度に認容答申がなされた 2 件について、ご紹介させていただきます。

1 件目は令和 3 年度答申第 2 号で、9 ページをご覧ください。下の段の方です。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項に基づく第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分、同法第 8 条第 2 項に基づく訓練等給付費に係る返還金徴収決定処分及び同法第 8 条第 2 項に基づく訓練等給付費返還に係る加算金徴収決定処分の適否等が問題となりましたが、①審査請求人の反証の機会が与えられていない証拠については認定の基礎にできずその他の証拠からは処分庁が「不正の手段」と認定した事実を認めることができないこと、②指定取消処分の前に同法第 46 条第 2 項に基づく廃止の届出が適法になされ事業廃止の効果が生じていること、③本件返還金及び加算金決定に係る通知書は行政手続法第 14 条の定める理由提示の要件を欠いていることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続法に反する違法な処分であるとして一部認容とされたものです。なお、一部認容・一部却下のうち却下とされたのは、取消しについてホー

ムページ等での周知等を求める請求についてです。

もう1件は、令和3年度答申第19号で、10ページをご覧ください。次のページです。令和3年5月12日の処分庁職員による現地調査の結果に基づき、本件土地の令和3年度固定資産税に住宅用地の特例の適用が認められるかが問題となった事案で、処分庁は、賦課期日時点の状況を遡って確認できないことや令和3年1月31日までに住宅用地に関する申告書の提出がなかったことから、令和4年度課税に住宅用地の特例を反映させる予定としていたが、審査請求人から審理員に提出された資料等で賦課期日現在の本件家屋の状況を確認できるとともに、住宅用地に関する申告は住宅用地の特例の適用の要件とされており、処分庁による認定を補完する制度に過ぎないため、本件土地の令和3年度固定資産税に住宅用地の特例を適用し、納付すべき税額を超える部分については取り消されるべきであることから、一部認容とされたものです。

なお、本日紹介させていただいた答申も含めて、大阪市行政不服審査会の全答申につきましては、大阪市HP及び行政不服審査裁決・答申データベースに掲載しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

事務局からの報告は以上です。

ご質問等、ございますでしょうか。

ご質問等ある方は、挙手をお願いします。

(質問等なし)

それでは、意見交換に移らせていただきます。

(3) 審査会運営に係る意見交換

○榊原会長

それでは、残りの時間で、審査会運営について意見交換を行いたいと思います。

意見交換につきましては、事務局に司会進行を委ねたいと思います。

○白子担当係長

それでは、以降、意見交換につきましては、私の進行により進めさせていただきたいと思います。

意見交換に係る課題については、1～3までの3つ用意させていただいており、概ね5時まで30分ずつの時間配分で考えております。

まず、最初に確認しておきますが、本意見交換については、この場で決定等を行うものではなく、現状の共有を行うとともに、今後の規定化や議題化にあたって、委員の皆様のご見解を伺うものです。

その前提で、忌憚なくご意見をいただければと思います。

早速ですが、意見交換課題1から始めたいと思います。

①意見交換課題1

○白子担当係長

11ページ「課題1 審査関係人への職権送付について」をご覧ください。

まず、課題事項①について、現状の共有及びご意見をいただきたいと思います。

13 ページの真ん中の表「4 現状について」の通り、簡単に事務局で現状をまとめさせていただきましたが、各部会で職権送付の状況について、この表を見ていただければわかるように、違いも認められるところです。

そこで、各部会においてどのような考え方のもと職権送付の判断を行っているかについて、各部会の部会長あるいは部会長代理、総務第1部会の方が昨年部会長を務めていただいた井上委員が任期満了で退任されましたので、北川部会長代理より簡単にご紹介いただければと思います。

まずは、総務第1部会の部会長代理である北川委員をお願いします。

○北川委員

総務第1部会では、原則として、送付ということをしておりまして。差し支え意見が見ついた部分につきましては、当該部分を原則黒塗りにして送付するという取り扱いにしています。そのような取扱いとした理由につきましては、可能な限り審査庁・処分庁の意見を審査請求人に開示した上で、反論があれば反論を求め、反証があれば反証をさせることが、最終的には、妥当な結論を導くのに資すると同時に、行政運営に対する信頼を高めるとの意義があると考え、そのような取扱いをしておりまして。

○白子担当係長

ありがとうございました。次に、総務第2部会の部会長である榊原委員をお願いします。

○榊原委員

総務第2部会では、表の記載にある通り、差し支え意見が出た場合には、個別に委員全員で検討・判断しております。ただ、私の課題としては、後ほどお話になると思いますが、もともとの趣旨である職権送付を迅速に行うという趣旨に反し、可否の検討をする間は留めおいてしまうことになるので、いろいろと悩ましいなと思っています。今日は是非皆様のご意見を聞かせていただきたいと思っています。

○白子担当係長

ありがとうございました。次に、税務第1部会の部会長である吉岡委員をお願いします。

○吉岡委員

税務第1部会では、こちらの表にもある通り、まったくやっておらず、必要性について確認しておらず、結果として実施していないということになっていますので、職権送付をすることによって、どのような形で審査がスムーズに進行していくのか、正直言って、イメージがつかめないところではありますが、資料を読ませていただいたり、皆様のご意見を今からお聞かせいただくのですが、そういった職権送付をして、直接のご意見を審査関係人に対して開示することによって、個人情報等差し支えない範囲であれば、それでスムーズにいくのなら、私はいいのかなと思いますし、迅速的にもいいのかなと思います。

○白子担当係長

ありがとうございました。それでは、次に、税務第2部会の部会長である永井委員をお願いします。

○永井委員

税務第2部会でも税務第1部会同様、職権送付ということはしておりません。現状、必要性というものも感じていないところです。それが、部会の性質、部会で取り扱われる事案の性質による違いなのか、それとも、場合によっては、税務部会でも送付を検討した方が良いのかについては議論があると思いますので、できれば、総務部会の方で、どういう観点からそのようなことをされているのかを伺った上で、勉強させていただければと思います。

○白子担当係長

ありがとうございました。ちょっと今お聞きした限り、総務部会と税務部会の間では大きく異なり、総務部会間と税務部会間の差は少しの差なのかなと、お伺いした限り、私を感じたところです。最後、永井委員の方から、どういった考えで総務部会では職権送付を行っているのかとのことなので、私は総務部会の両方に出席させていただいているので、簡単にその意図というところを説明させていただくと、これは、先ほど、永井委員が仰っていただいたように、審議する中身の性質というのがあるのかもしれないですけど、総務部会においては、結構、当初あがってくる諮問資料一式の中身に疑問点というのがよくでてきたりしまして、その諮問資料一式というのは、だいたい同じものが審査請求人にも送られているんですけど、それを見ても、事案の内容や、制度そのものがよくわからないということで、総務部会の側から、審査庁や、審査庁を通じて処分庁に、ここの事実確認、例えば、処分時にちゃんと説明を聞きましたかとか、この制度ではどういう考え方の下そういう処分をしているのですかとか、そういったことを、審査庁なり処分庁に確認しにしているという現状がありまして、それに対して、主張書面等の求めを行って、事実確認として、処分庁から、こういう事実をもとに処分を行っていますとか、審査庁から、制度はこういう仕組みになっています、その理由はこれこれというような書面が出てくると、であれば、そういった書面については、閲覧・交付の制度を使えばいいのですが、その制度を使わなければ、審査請求人側に理解されないままに、つまり、反論の機会がないまま答申・裁決となってしまうので、審査会側としても、初めて知ったような内容について、もちろん逆もありますが、審査請求人側にお知らせしていくという意味で送っているのかなというのが、私が両部会に出て考えたところですが、両部会の先生方、補足等があればお願いしたいんですけど。

(委員より意見なし)

○白子担当係長

特段なさそうですか。そうであれば、私を感じた内容でご同意いただいているのかなということで、永井委員、そういう観点から総務部会では職権送付を行っているにご回答させていただきます。

その上でですけど、今お聞きした限りでは、もしかしたら税務部会の方では、新たに調査することが少なく、そうであれば、新しい事実が主張書面や証拠として出てくることがないということで、職権送付されていないのかなと感じたのですが、実態はそうでしょうか。あまり、新しい事実が審査会で出てくることはない。永井委員お願いします。

○永井委員

私の部会では、基本的に新たな事実がそこで出てくるとか、処分庁に対して、さらにどういう背景なのかと改めて尋ねることはあまりなくて、基本的には書面で、書いてある処分理由をもとに、まあ、それが適切かどうかというのは議論があるところですが、それをベースに判断しているというところで、むしろ逆に、審査請求人に対して、ここの趣旨はどのような趣旨ですかと問いかけをすることはあっても、処分庁側にすることは、そんなに多くはないのかなと思う。それは、仮に、処分庁側に聞くことがあっても、補充的に聞いていたりとか、市の内部規則に基づいてこういう処分をうったのかとか、こういう手続きを踏んだのかとか、そういうところに比較的限定されているのかなとの印象を持っています。第1部会はどうなんでしょうか。

○白子担当係長

吉岡委員、よろしければお願いします。

○吉岡委員

うちの部会の方でも、基本的には、書面による審議を尽くしているところではあるが、やはり、書面だけでは、なかなか出てこない部分もあって、それに対して、やっぱり、処分庁の方にいろんなヒアリングをしたりとか、こういう資料と言っても、名前やそんな記録が残っているのかどうかもこちらとしてはわからないので、出してもらおうというところに、毎回苦労するところです。ヒアリングということで、処分庁側に出てきてもらって、実際そのときの書類を見せてもらったときに、こんな書類があるんだったらそれを出してくれればいいのかということもありますし、あと、処分庁側と申立人の方も、いろんな主張をされて、書面としてはまとまっているが、双方一方通行的な、読んでいても、申立人の方はこうしてもらえなかったといったことを言っているが、処分庁から出てくるものについても、論点がずれていたりとかするので、その擦り合わせというところが、もし、この職権送付によって補われるのであれば、ありがたいのかなというふうには、今お話を聞いて感じました。

○白子担当係長

吉岡委員ありがとうございます。であれば、今まで出てきたけれども、審査会側から、処分庁が提出したのを見ても、ずれていたりするので、今までは少なくとも、それを審査請求人側に送っても的確な反論を得られないと考えて送っていないという現状だったということですか。吉岡委員お願いします。

○吉岡委員

多分、平松委員とかの方がその点深く思われているところがあると思うので、お願いします。

○白子担当係長

平松委員お願いします。

○平松委員

今論点になっているうち、主張書面については、そこまで主張が錯綜していて、請求人の方にもう一度確認しなければいけないとかには発展していなくて、どちらかという、こちらの方に問題意識が別にあって、職権調査の対象を広げて新たな事実を調査するというところは、吉岡先生が仰っていただいたように進めているんですけど、こちらで確認したい新たな論点について、さらに請求人側に意見を確認をする必要があるというところまでは実際には出なかったところで、それで、特に送付はしていないという実情はあります。で、主張書面を送るということについては、別にネガティブな意見を持っているわけではなくて、主張書面のレベルであれば送ってもかまわないとは個人的には思っているところです。ただ一方で、職権調査で取得している証拠書類ということになってくると、やはり税務の関係で、いろいろとなかなか外に出せないというような資料もたぶんあるというなかで、証拠資料一式を出すということを前提にこちらが調査をするということになると、それが出てくるとということも制限がかかって実際の調査にむしろ支障をきたすのではないかと思いますので、資料までは送らないとか、課題事項②の意見陳述のところから出てくるのかもしれないですけど、原則的に主張のやり取りは送るという前提ならば、それを前提に処分庁も主張してくると思いますし、そこまでやるということを決めて進むということについては、それはそれでとは思いますが、主張と証拠は性質がその点で異なると考えています。

○白子担当係長

平松委員ありがとうございました。それでは、簡単に、私の方で、総務部会を代表してになりますけど、説明させていただきますと、実際問題、総務部会では、主張書面はだいたいは送っているということになりますけど、相手方に弁護士さんとかついていないとそれに対して反論してくることはないということが現状なので、その中でどこまで送る必要があるのかは判断なのかなと考えているところです。先ほど、平松委員が仰られた証拠資料、特に、職権で出させたというか、出してもらった資料については、後ほど出てくるように、審査庁側から「差し支えあり」という意見が出てくるのが多くて、それが次の話にも関わってくるのですが、じゃあ、それをどこまで送るのかというところで、黒塗りしている現状が多いのかなというのが、総務部会の中で私が感じた現状です。何か総務部会委員の方からあれば。

○畠田委員

これは、むしろ質問なんですけど、審査庁・処分庁の主張書面を送るときに、何か反論を促すようなことは書いてましたっけ。

○白子担当係長

職権送付する際に、反論があれば、いついつまでに主張書面なり、証拠なりを送ってくださいとの一文は入れています。あればということですね。

○畠田委員

不服審査自体は、訴訟ではないんだけど、二当事者がいて、中に審査会があるというような構造でみれば、主張のレベルでは、基本的には、主張を戦わせるということでやっていく機会を与えるということは必要んじゃないかと私は思っています。ただ、審査会として、論点というか争点を絞り込んで裁判所的な指導をするのかというところは、若干悩ましいところがあると思いつつ、審査請求人側に代理人がついていなければ、先ほど白子さんが仰られたように、あまり反論がないので、そこまでやってもどうなのかなと思うところで、悩ましいところと思っています。

○白子担当係長

畠田委員ありがとうございました。そのほか総務部会委員からありますか。

○白子担当係長

海道委員お願いします。

○海道委員

当事者に代理人がついていない場合は出てこないということがあるんですが、代理人がついてなくて延々と出続けるということもなかったんですが、ただ、当事者も不服があって申立てをしているわけですので、こちら内部で、諮問機関とはいえ、内部だけでやってしまうよりも、そういった形で職権送付するということは、当事者の手続的な権利というところからしても、私も基本的には、否定することではないのかなと。ただ、証拠資料については、先生が仰られるように、行政の運用の問題もあると思いますので、そこは、差し支えの意見を尊重せざるを得ないのかなと思います。総務の方で少し税務と違うのかなと思うのは、ひとつはいろんな事件がありますので、私達もわからない制度がありますので、そこをしっかりと、審査庁・処分庁に伺う必要があります、疑問点について出していただく必要があるというのがひとつと、あとはやはり、いろんな裁量判断というのを行政がしている場合に、なかなか、最初の資料の所に、その裁量判断の実質的な判断部分が見えないところがあるので、そこを詳しく聞いて確認をする必要があるというのが、そこが少し裁量判断が多い事案というのが、比較的総務に多いの

かなと思いますので、そういう環境もあるのかなとの印象を受けております。

○白子担当係長

海道委員ありがとうございました。その他ありますか。

○白子担当係長

常谷委員お願いします。

○常谷委員

総務第1部会で執務をしております。私が、原則送ってしまった方がよいとの意見を言ったと記憶しております。その理由は、そんな判断をいちいちするよりも、原則送るんだ、そして、差し支えがあるものは、個別に判断するんだということを決めてしまった方が迅速に進むかなというところで、なぜ送らなければいけないかという、やはり、主張を尽くさせた上で判断したいという思いがあったからだ」と記憶しております。これは、取り扱う事案によって性質が違ふんだということは税務部会の先生のご意見を聞いてよくわかりましたので、総務部会の扱う案件については原則とかそういうことを言うよりも、原則送付なんだけど、出せないものについては出さない判断をする、出せないかどうかを判断するというふうな運用にしていくのがいいのではないかと思ってお聞きしておりました。

○白子担当係長

ありがとうございました。時間の関係もあるので、次に移らせていただきたいんですけど、今まさに常谷委員が仰っていただいたのと似た感じで、榊原委員より事前に意見をいただいています、それが13ページ、「事前にいただいた意見」として書かせていただいております。読ませていただくと、「極端な意見かもしれませんが、迅速性の確保に重きを置くのであれば、差し支え意見がないものはすべて送付、差し支え意見のあるものは全て職権送付しない運用を検討してもいいように思います。」との意見です。現状、総務部会では、一定職権送付を行っているとしり上げさせていただいて、一定判断に時間がかかっているということなので、このような意見をいただいたのかなと考えているところで、これについて、榊原委員からご意見いただければと思います。

○榊原委員

先ほど、常谷委員が仰ったのと同じような趣旨にはなるんですけど、法の要請ではなくて、審査会の中で請求人の利益にということ、しかも、迅速性をというところに重きをおいて、要領の中に職権送付という規定を置いているという経緯からすると、原則送ってあげるという運用にして、ただ、私が一番悩むのは、税務部会と同じだと思うんですけど、内部資料をどこまで送るのかということ、差し支えという意見については、私達立ち止まって一度考えるんですけど、うっかり差し支えという意見を出さなかったら全部送付されてしまうということもありますし、運営要領にも、「必要と認めるとき」との一定の縛りをかけているので、全部送付となると、この要領も見直す必要があるのかなと思います。なので、まだ悩ましいところですが、何かご意見あればお願いします。

○白子担当係長

榊原委員ありがとうございました。こちらについては、若干今までの運用上異なっていたのが税務部会の方なので、当然、今ここで何か決めるわけではないので、榊原委員から仰っていただいたように、今現状では、14条の2に「必要があると認めるとき」というのがあつる中で、これを将来的に変えていくという話もあるので、簡単に税務部会委員からご意見いただければと思います。それでは、永井委員お願いします。

○永井委員

基本的には賛同できるかなと思っています。ただ、これは意見になるのかもしれないですが、それを送ったところで議論が散漫になる、要するに、最終的に答申を書かないといけない立場としては、先ほど島田先生が仰ったことと同じだが、主張の対立構造が出てないところについては、当然それを埋めるべくこちらから積極的に開示したうえで主張を求めるといふことがあるが、もうすでに出ているという場面が、税務ではあるように思う。そういった場合まで送る必要があるのかというところは、審理の迅速性という観点もあるので、それをすることで議論が散漫となるようなことがあれば、立ち止まってみんなで議論した上で、決定する必要があるのかなと思いました。

○白子担当係長

永井委員ありがとうございました。それでは、次に吉岡委員お願いします。

○吉岡委員

今までの話を聞いていて、私も主張を尽くさせたいというご意見に賛同して、出せないものは出さず、差し支えないものは原則送るといふのに賛同できるのですが、差し支えがあるかないかという判断を全てこちら側が判断するのは非常にしんどいというリスクがあるなと感じた。差し支えあるかないかをどのように判断していくのか、ある程度基準であったりとか、出す方が先方に出さないでくださいという話になるのか、その辺の運用をお聞きしたいと思いました。

○白子担当係長

吉岡委員ありがとうございます。でしたら、その点については、私の方から説明させていただきますと、総務部会については、主張書面等を求める際に、差し支え意見があるか否かを出してもらっています。その上で、差し支えありとなったら、これはここ最近の運用になるが、情報公開と一緒に、差し支えある部分を黒塗りして出してくださいとのお願いをするようになってきていて、また、後で榊原会長からご意見いただく予定ですが、差し支えある部分の黒塗りバージョンを出してもらえば、少なくともそれは提出者である審査庁なりが、そのバージョンであれば出していいということなので、それをそのまま送るといふ榊原先生のご意見なのかなと考えているところで、質問に対するお答えとしては、一次的な判断は審査庁に委ねてしまって、審査庁の言う通りに出すということなのかなと思うんですけど、榊原委員お願いします。

○榊原委員

仰るとおりで、差し支え意見を聞き、総務第2部会では、差し支え意見について、本当に差し支えなのかという検討までしてしまっていて時間がかかっているのです、そこについても今後運用をどうしていくのかなど。結果、差し支えを外して送るとなったときには、迅速性の要件を欠く時期に送ることになってしまうし、その辺悩ましいところです。海道委員いかがでしょうか。

○海道委員

私が、結構つつこんで本当に差し支えなのかと処分庁に聞いてしまったのが事の発端なのかなと思うが、その後先生方と審議したが、やはり、こちら側で判断するのは難しいだろうということです。よって、選択肢としましては、差し支え意見通りとならざるを得ないのかなど、いろいろ考えだすと、これはいいのじゃないかというのも出てくるところではあるが、なかなか難しいところというのが私の実感です。

○白子担当係長

海道委員ありがとうございます。この点、他の委員から何かあれば。

○平松委員

主張書面も原則出てきたものは送りますという運用にしておけば、そもそも黒塗りするとかの作業が生じない。そもそも、主張ベースで相手方に伝えられないということがありうるのか。実際、国税不服審判所でも、主張書面はお互いに送りますということが前提の運用となっており、今、ルールが定まっていないがゆえに、差し支え部分が含まれている否やということで、考慮が必要になっている。今までご審議されてこられた中で、主張だが請求人には渡せないということが含まれていたということはおあ
りか。

○白子担当係長

その点私の方で回答させていただくと、正直、主張書面レベルではあまりないのですが、ゼロではなかったのかなど。具体的に言うと、理由付記の点で、きちんと理由を付すことができない理由があるが、理由付記できない理由がそもそも相手方に知られることが問題であると言う事案が総務第1部会であったかと思えます。

○伊藤係員

総務第1部会の事務局をしておりますが、最近総務第1部会のある事件において、行政庁側が理由付記を詳細にできないということを申し立てられて、その詳細に書くことができない事実上の行政庁側の支障の理由を説明している主張書面がありました。ただ、内容について公開できない部分あるということがあったので、証拠以外で主張書面においても、公開できない事項を根拠として主張している書面があるということは事実上あると思えます。総務部会においては、いろいろ論点が多岐にわたることがある中で、実際に行政庁側の裁量が広いところがあり、そういった裁量の過程を取った理由の中で、行政上の支障はこういう理由だとの説明で、主張書面に関して公開できない部分が出てくる蓋然性が非常にあるといえると思えます。

○平松委員

それでは、そんなに単純ではないと。決めてしまえば、審査会で判断しなくてもよいと、主張書面だからといって言えない事情があると。

○白子担当係長

そうですね。それと、行政不服審査法上も、弁明書なんかは自動的に送付となっているが(29条5項)、一応、主張書面については意見を聞いてということになっていますので(78条2項)、仰っていただいていることはよくわかるんですけど、自動的にとなると、実際に差し支えあるという意見が過去にもあったというのと、法令上との兼ね合いからどうしたものかなと考えているところです。

○平松委員

あと、迅速性の観点から言いますと、海道先生が仰っていたが、繰り返しになっているとか、本来主張が尽くされているが、やりとりを必要的に絶対送るとなると、いつまでも切れないということが起きうると思いますので、もし、規定化を検討される際には、その手当ては是非していただければと思います。

○白子担当係長

ありがとうございます。実際過去にもあって、最後に送るときも期限を付して、出てきたらそこまで答申ができないということに現に悩ましい事案もありました。そこは、今後検討させていただけたらと思います。

たいへんたくさんご意見をいただいています、時間もちょうど4時を過ぎているところなので、この点につきましては、申し訳ないが、いろいろ意見をいただいたのを踏まえ、税務部会ではこれから職権送付を判断する機会があると思うので、その中でまたいろいろ議論されるのかなと思うので、それを税務部会事務局から聞きつつ、最終的にどうするかは会長と考えてさせていただいて、また、こういう機会があれば、引き続き話させていただいて、どういう方向にするかを考えていけたらと考えている次第です。

本来でしたら、意見交換課題1の課題事項②もあるんですが、これはさらに発展形になるので、もしかしたら、これについて意見を考えてきていただいた先生方もおられたかもしれないが、時間の都合もあるので、これについては、また、別の機会でご意見いただけたらと考えている次第です。

最後に、榊原会長より一言いただいて意見交換課題2に移らせていただきたいと思います。

○榊原委員

貴重なご意見ありがとうございます。事案によって違うというところも大きいと思うが、これからまた、さらに部会ごとにも検討を進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○白子担当係長

ありがとうございます。時間になりましたので、次に、意見交換課題2に移らせていただきたいと思います。

②意見交換課題2

○白子担当係長

17 ページ「課題2 5号適用について」をご覧ください。

なお、ここで「5号適用」と述べているのは、行政不服審査法第43条第1項第5号のことです。参考条文につけています。条文については、20 ページをご参照ください。

5号適用については、総務省の逐条解説にもある通り、調査審議の積み重ねの結果、結論が変わらないことが見込まれる類型等について、諮問不要とできる制度です。

これについては、必要に応じて諮問不要の条件も検討の上、審査会として決定する必要があることから、この場では、あくまで、既に決定された類型以外の処分における5号適用の可能性や、5号適用のルールを探る観点からご意見いただければと思います。

事前にご提案を募らせていただいたところ、榊原委員から1件ご提案がありましたので、24 ページの「(提案) DV等に伴う住民票等の不交付処分等について」からご意見いただきたいと思います。

まず、ご提案いただきました榊原委員より、補足等あればお願いしたいと思います。

○榊原委員

総務第2部会委員には共通認識していただいているところですが、DVで専門機関に支援の申出をして、それが必要だと認められると住民票や戸籍の不交付という処分ができる仕組みがあるのですが、私が知りうる限り、これには二類型あり、①大阪市に住んでいる方が大阪市に支援の申出をしまして支援の必要性があるとして不交付の決定をする類型と、②大阪市に住んでいない人が他の自治体に異動してその異動した先で支援の申出をするという2パターンあり、私の提案させていただいている方は後者の方です。

簡単に言いますと、大阪市が処分庁になった時、他都市で支援の申し出があっても、その他都市で不交

付決定しているということを、大阪市はそれを確認するというだけで大阪市の方で不交付決定にするという運用になっております。

そうすると、諮問されてきたとき、審査会では何を判断するのかとなると、だいたいの審査請求人はDVをしていないという主張をされるが、その判断には至れないので、この5号適用にあたるのではないか、その方が審査請求人の次の手続きをする、しないという判断の利益にもなるのではないかと考え、ご提案させていただきました。

よろしく申し上げます。

○白子担当係長

ありがとうございます。

本件は、諮問があるとすれば、総務部会係属ということになりますので、まず、総務部会委員にご意見いただきたいと思っております。

総務第1部会の北川委員申し上げます。

○北川委員

総務第1部会では類似の案件を扱ったことはなく、あくまでも私個人の意見として述べさせていただきます。

私は、5号適用については、原則、謙抑的であるべきと考えます。理由は、行政不服申立と一口にいっても、その理由は様々でありまして、やはりその中身に立ち入らないと適否の判断がしにくい、それを一律に適用しすぎると、行政に対する信頼が失われる危険性が高いというふうを考えるからです。

あくまで、原則的ですが、科学的・医学的に結論を判断できるもの、その他の理由について典型的に結論が導かれるものに限って、5号適用されるべきと考えています。

翻って、DVに伴う住民票不交付決定についてですが、やはり、交付してしまうことに伴う危険性が高い、よって、不交付処分については5号を適用してもいいのではないかと考えますが、その理由付けについて、この提案に記載されているように、強制執行のために必要という理由で申請されていますが、裁判所の送付嘱託などの代替措置があることから不交付処分は妥当である、という結論が導かれているようですので、そのように、不交付処分の理由まで典型的に整理できるのかがポイントであり、理由部分を含めて類型化して不交付処分の妥当性が裏付けられるのであれば5号適用には賛成です。

○白子担当係長

北川委員が仰っていた類型化できるのかという点について、補足的に申しますと、申請時にどういった目的で住民票・戸籍交付が請求されているのか、その際に目的は明確化され、目的は確かにいろいろありますが、その目的を典型的に整理すると、条件化できるのではないかと考えております。

続いて、常谷委員申し上げます。

○常谷委員

これを類型化できる理由の一番大きいところは、違法・不当の判断について処分庁において事実認定をしないから、する余地がないからということであれば、5号適用すべき事案なのではないかと考えました。

○白子担当係長

続いて、丸山委員申し上げます。

○丸山委員

5号適用自体については、諮問の機会を奪うところもあるので、慎重でありたいと思います。

他方で、処理件数が進まないということも、よろしくはないと思いますので、一定の類型を示したうえで、5号適用をしていくというのは仕方がないかと思います。

他方で、類型を示したとしても、1つ1つの事案においてその適用が適切なのかを結局みることになるから、その際に一定の慎重さをみせるということも大切かなと思います。

○白子担当係長

ありがとうございます。本件については、対象案件が総務第2部会に係属中で、その中で少しご意見いただいているところですが、総務第1部会委員の意見も踏まえ、改めて総務第2部会委員からもご意見いただければと思います。

総務第2部会の畠田委員をお願いします。

○畠田委員

5号適用するか否かは悩ましいところであり、不服審査の機会を奪う、他方中身に入れない、判断のしようがないという事です。

ただ、若干、次の論点とも関わりますが、付言というか、運用の問題として何か言えるところがあるのではないかと思います。例えば、強制執行するのであれば、または、訴訟をするのであれば、裁判所の調査嘱託を使いなさいとちゃんと教示したのかどうか、本来、行政の処分に対する国民の権利救済というところからすれば、やはり、行政としては、なるべく不服がないような対応をするべきではないのかという観点からすれば、運用に関する付言をすることだけでも一定の意味があるのではないのかという観点から、私は、なかなか5号適用の決断ができないのではないかと思います。

○白子担当係長

続いて、海道委員をお願いします。

○海道委員

この類型に関しまして、私も、一律に5号適用というような形で処理するのが妥当なのかという点については躊躇せざるを得ないです。

他の自治体に転出をして、そちらで支援措置申出をして支援機関によって認定された、申出書においてどういう事情を確認したかについては我々にもわかりません。その申出に関するものが転送され、その転送されているという事実から一律に交付を拒否するという処理がされているわけですし、そういう申出がされていたかについても、かなり形式的に、そういう転送がされているということで交付拒否と判断されていますが、実際の事実関係の認定ができないにしても、もう少し形式的不備など注意義務を上げてほしいと思うところがあり、そういうところも含めてすべて5号適用としてしまうと、ほかの教示の部分のこともそうですけども、もう少し意識を強く持ってほしい、加害者とされた方の極めて重要な権利が関わってくる場合もあると思います、面会交流ですとか子どもとの関係ですとか、そういうところも含めて考えますと、確かにほぼ同じ結論になることは多いと思いますが、交付請求の拒否を取り消しても別に交付せよと言っているわけではなくて、もう一度しっかり判断をし直せという意味で、今後の適正な運用に繋がっていくのではないのかなと思っております。

○白子担当係長

ありがとうございます。それでは、続いて税務部会の委員のご意見をお伺いしたいと思います。税務部会案件では、今まで、5号適用の決定はありませんでしたが、資料や先ほどの総務部会委員の意見を

踏まえ、ご意見いただければと思います。

ご意見いただける方、挙手をお願いします。

○白子担当係長

永井委員をお願いします。

○永井委員

条文の建付け上、5号適用については謙抑的であるべきであるというのが議論の出発点なのだと思います。その上で、5号適用されるようなものの類型化できるような表みたいになっているのでしょうか。そのような表のようなものを作っていくというのも一つであると思います。

○白子担当係長

5号適用に関する類型は過去2件です。

○榊原委員

大阪市では類型化で積みあがってきているものがなく、他都市の事例もあるのですが、私が提案した趣旨は、委員の皆様においても、諮問された時に、何回も同じ結論になるのではないかと、諮問の余地はないのでは、と疑問に思われた時には、5号適用の余地についても再度検討をしていただきたいと思いますというものです。

○永井委員

目的を書く欄が薄いものについては、もう少し具体的に確認する余地はないのか。そのような余地があるのであれば、一律に5号適用としてしまうのは酷な気がする。使用目的について再度確認した上で判断であれば良いのではないかと。そうすると、やはり付言でという事になるのかとも思います。

○白子担当係長

永井委員ありがとうございます。

まさに仰っていただいているところが問題になるかと思います。その点については、総務部会でも検討しつつ、今後の方向性については、会長と相談させていただきたいと思います。

ちょうど4時半になりましたので、意見交換課題3に移らせていただきます。

③意見交換課題3

○白子担当係長

それでは、意見交換課題3に移らせていただきたいと思います。

68 ページ、先ほど、意見交換課題2の中でも出てきた付言について、「課題3 付言について」をご覧ください。

まず、付言については、国の行政不服審査法の改善に向けた検討会報告書でも触れられている通り、公に認められた運用となりつつあります。そういった事情も踏まえ、まずは、大阪市における各部会の付言に対するスタンスについて共有しつつ、付言のさらなる活用方法について探っていけたらと思います。

そこで、各部会においてどのような考え方のもと付言を行っている、あるいは、行っていないかについて、各部会の部会長あるいは部会長代理より簡単にご紹介いただければと思います。

付言の一覧は72ページにつけさせていただいています。適宜、そちらを参考にしていただければと思います。

まずは、最近特に付言が多い、総務第1部会の部会長代理である北川委員をお願いします。

○北川委員

はい、総務第1部会が、昨年度、確かに付言を活用した記憶があります。部会内で特段のコンセンサスを得ているわけではありませんけれども、個人的な感想としましては、例えば不利益処分の場合、要件の不備とか手続きの違背があったとか、不利益処分の理由不備について審査請求があった場合に、要件がより明確に示されていれば、あるいは、不利益処分の理由がもう少し具体的に記載されていれば、もともとそういった不利益処分がされなかったでしょうし、あるいは、そういった審査請求もされなかったであろうと考えられた場合に、手続きの改善を求めるといった意味で付言をいたしました。そうすることによって、審査請求そのものの数が少なくなれば行政運営の円滑化にも資すると考えられます。ただ、あくまでも審査会ですので、行政の改善に対してどのような権能があるのかというのには疑問があるところではありますけれども、そういった不服に直接接する立場として、付言というものが必要だろうと考えて、第1部会では、数々の付言を付したところであります。

○白子担当係長

北川委員、ありがとうございました。それでは、総務第2部会でもそれ相応の頻度で付言が出されているので、次に、総務第2部会の部会長である榊原委員、をお願いします。

○榊原委員

榊原です。第2部会も第1部会と同じような趣旨で、最初は手探り状態ではあったのですが、付言で我々が何かを発信することができるんじゃないかという意識のもと、理由付記の不備などを認容にするまではいかないけれども、理由付記が足りないよというところを付言で示したり、運用のところをこうした方がいいんじゃないかっていうご提案をさせていただいて、改善が見られたという報告も受けていますので、畠田委員、海道委員からもお願いいたします。

○白子担当係長

海道委員、お願いいたします。

○海道委員

確かに、理由の提示の程度の部分、それから審査基準でしょうか、文言、形式的な部分ですけども、あるいは、おそらく誤解がもとでおかしな審査基準になっていると、ただ、根本的に処分を違法又は不当にするほどでもないだろうというところで、付言を付すということをしてまいりました。付言は、必ずこのような形でないといけないというものではございませんので、すべてがすべて、処分庁にその付言が響いているかどうかということについてはわからないところもあるのですが、実際に運用を是正してもらっているとかいうところもあるように伺っておりますので、引き続き、そういった形の運用が望ましいのではないかと印象は受けております。

○白子担当係長

海道委員、ありがとうございました。畠田委員。

○畠田委員

特に、理由付記のところ、こういう理由を書いたから、もしかしたら審査請求が起こったのではないかとされる事案であるとか、理由のところが薄いので、審査請求が起こったのではないかと事案があるわけなんです。職員の方もお忙しい中でやっているの、いいとか悪いとかいう問題よりも、僕らが不服審査を受けた時に、これはこうしたほうがいいのではないかとことを言うのは運

用の改善にもなるし、職員さんの緊張感というか、ここを説明しないとかいうことが起こるよということの、これからの運用改善につながるのかなというふうに考えていますので、付言というのは大変意義のあることなんじゃないかなと考えています。

○白子担当係長

島田委員、ありがとうございます。さきほど、総務第2部会の委員からご紹介いただいたようにですね、理由提示、理由付記といったところの付言が、70ページの①がそうなんですけれども、場合によっては、税法関係は適用除外になっていたりするもので、そういうところが、少ないのかもしれませんが、引き続き、税務部会委員からご紹介、ご意見いただきたいと思います。直近、令和3年度にコインパーキングの件で付言を付された実績のある、税務第1部会の部会長である吉岡委員、お願いできればと思います。

○吉岡委員

税務第1部会の吉岡でございます。うちの部会の方でも、資料81ページのところで事案が載ってございますが、平成22年から以降、はっきりとした時期はわからないんですけども、コインパーキングとして利用されていたというのは資料等から明らかであるんですけども、それを長期間にわたって放置していたということで、一応原則的には、毎年見ないといけない、現況調査をしないといけないというのが原則になっているんですが、それがされていなかったということで、ちゃんとそれは、公正・公平な課税事務に努めるべきであったと付言をつけさせていただいたところでございます。

今回、資料でまとめていただけていますけれども、付言の類型についてというところで、まあ、違法とか不当とまでは判断されない、そこまでではないんですけども、こういった改善や検討を求めたりとか、今後のそういった改善につながることであれば、付言という形ですることによって、改善の報告が審査庁よりなされたものも過去に実際にあるというご報告を、今回初めて見させていただいたんですけども、であれば、付言をばんばん出すのもどうかとは思いますが、市民サービスの向上につながるのであれば、私も大阪市民の一人ではあるので、いいのかなというふうには感じました。

○白子担当係長

吉岡委員、ありがとうございます。実は、私の方で調べさせていただいた限り、過去も含めて税務第2部会では付言の実績はなかったのかなと見させていただいたところで、永井委員の方からは、特段、諮問された事案が不適切なような、特に注意するようなものがなかったのか、あるいは、ある一定の考えをもって付言を付していないのかといったところ、過去に、付言を付していない理由を中心にご意見いただけたらと思います。

○永井委員

永井です。確かに、税務第2部会では付言を付したことはありません。検討したことはあります。ただ、付してこなかった理由というほどでもないんですけども、それほど付すべき事案がなかったのと、あとは、付したところの効果がどれほどあるのかというのは読めなかったというのは正直あります。今回、改善が見られたケースがあると、運用の是正があったと、そういう発言がございましたので、比較的そういう側面もあるんだろうなというのは、初めて認識した次第です。税務部会であるとするれば、理由付記のところがあるかと思いますが。確かに処分において、割と、条文を挙げて終えてしまっているようなところも見られます。当然、理由付記の趣旨というのは、処分の公平性を担保するとか、不服申立ての便宜を図るといった、その2大趣旨が判例上認められているわけですけども、果たして条文

だけの理由がそれに資しているのかという点かなり疑問である、理由付記に関して言うと、そういう付言を付すというのは税務においても、十分に機会としてはあるんじゃないかなと思っています。

○白子担当係長

永井委員、ありがとうございます。

最後に仰っていただいた理由付記についてお答えさせていただくと、理由付記に関しては一定過去に理由があって、先ほど主張書面の差し支えなんかそうなんですけども、なかなか改善されないところもあるんですけども、一方で答申で詳しくなくて理由を付さないといけないのかというのを長々と説明することによって、区役所が行う処分が多いんですけども、制度所管である審査庁から区役所に対して、こういった類型でちゃんと理由を付していくようにという通知を行っていくことによって改善された報告を受けているものもあるので、まったく、仰っていただいたように意味がないことはないのかなと、お聞きして思った次第です。今回も 71 ページ以降で簡単に括弧内で改善した事例を紹介させていただいていますので、これは、今後、国もきちんと改善されたかどうかというのをどう確認していくかという問題意識を持っているような、国の検討会報告を見る限り、伺われるので、ひょっとしたら何らかマニュアルで示されるのかなと思っている次第です。

時間も 45 分になってきたので、次に進めさせていただきたいと思うんですけど、付言については 69 から 70 ページに示させていただいたとおり、これを機会に調べさせていただきまして、これはあくまで事務局で大まかな分類をさせていただいたものなんですけれども、付言と言っても、誰にどういったことを求めるのかという点でひとくくりにはできない面もあるのかなと。そういった中で、11 日を締め切りとして募らせていただいた事前意見としてはありませんが、海道委員より部会審議の中で、国に制度改善を求めるために付言を活用してはとの意見をいただきました。これは、過去、今回調べさせていただいた限り、明確に国が決めている運用なり、もっと言えば法令とかもありえるのかもしれませんが、そういったものに対して改善を求めるというのはなかったのかなということで、新しい類型のご提案をいただきました。イメージとしては、その件でというわけではないのですが、たまたま調べていまして、102 ページ名古屋の、データ上は黄色マーカーさせていただいて、紙でしたら白黒なんですけれども、名古屋市行政不服審査会の付言なんですけれども、これは先ほどの意見交換課題 2 とも関連するんですけども、このような形で国が事務処理要領というもので定めているものについて意見を言っているような付言が見つかりました。なので、海道委員のイメージもこういうものかと思いますが、海道委員より、改めてご意見いただければと思います。海道委員お願いします。

○海道委員

海道です。国に対して物申すという、何か付言を濫用しているようなところがあるかもしれないんですが、先ほど議題 2 としてあがっていたものの審議の際に少し述べさせていただいたことになるんですが、今、ご紹介のあったように、法務省の要領で形式的に確認するというので、転出先の方で認定判断されたのであれば、実際に交付請求された自治体の方では形式的な審査でよいと。26 ページの一番下のところで「法務省要領によれば」と書いているところが該当すると思うんですが、これでよいというふうにされてしまっていますので実質判断なしということで、審査請求されたとしてもこちらとしては判断の中身がほぼございませんので、その部分を審査するというのもなかなか難しい。で、名古屋の方も、白子係長が探してきてくれて、同様の問題にあたって、このような付言が付されたわけですが、審査会としてはこういう実体判断がない場合には要領が不合理であると、要領自体を一刀両断する

ということは不可能ではないと思うんですが、何ら代案を示さずにこのようなことをすることもなかなか難しいと。では、要領が合理的であることを前提とすると先ほど出てきた問題にあたってしまうということで、ほとんど同じような結論に至ってしまうと。しかし、事案によっては、非常に重要な権利の行使の妨げになっている可能性がゼロとは言えないのではないかと、もし、転出先での認定判断も非常に緩やかな、ちょっと言葉は汚いですがザル審査というものになっていて、さらに、交付請求した自治体の方も形式的な審査しかしないとなると、極めて重要な権利の行使の妨げになっている実態がもしかしたらあるのかもしれないと。その際にまずは、私としては先ほど申し上げたように、実体判断ができないとはいえ、注意義務のレベルを少しあげて、きちんとした手続きがとられているのか、形式面に限ってもきちんとチェックをしてほしいというところで、さらには、少し行き過ぎているかもしれないんですけども、付言を用いることによって、そういった困った状態が全国いろんなところで起こっているんだということが総務省のデータベースにあがっていきますんで、そういった付言が頻出している事態になれば、もしかすると、そのような問題意識というものがピックアップされていくのかもしれないと。もちろん、付言というのは基本的には処分庁の運用実態に一定のメッセージを送るというのが主目的ですし、総務省の検討会の最終報告書でもそのようなことが書かれていたんですが、一つ付言の役割として可能性として、なくはないのかなと思った次第です。

○白子担当係長

海道委員、ありがとうございます。

今まで、少なくとも大阪市の類型ではなかったような、制度改善を国に求めていくというような新たな付言のあり方について、ほかの委員からもご意見伺いたいと思います。ご意見いただける方、挙手をお願いします。

○白子担当係長

なかなか、実際の事件と離れての意見ということで難しいかもしれませんが。では、榊原委員から。

○榊原委員

榊原です。私も海道委員と同じ部会で、いつもお話聞かせていただいているんですけども、付言については、私は他の自治体の審査会の委員もさせていただいているんですけども、割とそちらでも積極的に行っていて、実際に条例の一部が変更されたなんてことも聞いたことがありますので、海道委員が仰るように、国に制度改善を求めるという声が届くかもしれないと、私も同じように考えています。迷う時には付言を付す方向で動いていきたいなとは思っています。

○白子担当係長

榊原委員、ありがとうございました。

国の答申の付言なんかで実際に省庁が動いた例があると、どこかの研修で紹介されていて聞いた覚えがあります。そういうことがあるのかと驚いた次第で、海道委員が仰るように、実際に探してみれば名古屋があったわけで、もしかしたら国も動くかもしれないということで、これは、実際に事案が出てきたら、その部会で最終的には付言を付すかどうかを決めていくのかなと考えている次第です。まさに現在進行形なので、また総務第2部会で検討のうえ、最終答申が出たら、またご紹介させていただきますので、これは総務第2部会で引き続き検討したいと思います。

その他付言について、今回色々な種類の付言があるということをご紹介させていただいたんですけど

ど、何でも結構ですので付言一般について何かご意見あれば。

○白子担当係長

野村委員、お願いします。

○野村委員

野村です。意見というか質問なんですけど、これ、データベースに入ってって仰っていたじゃないですか。積み重ねていくと結果として国も変わるきっかけになるという、こういうのは、付言がついているものだけを抽出してとか、そういった区分はされているものなんですか。データベース上で、一つずつ見ていかないとわからないものなんですか。

○白子担当係長

それについては私の方からお答えさせていただくと、一応検索機能というのがありまして、実際に名古屋の例もそれで引っかけたんですけれども、全文をデータベースに掲載してワードごとに検索をかけられるようになっているので、国も付言を付すときにはタイトルに付言と入れて付言を付すように持っていこうとしているのかなと、これは推測ですけども。そうすれば、付言をキーワードにして検索をかけると、付言を付している答申が一覧でピックアップされるので、一定、他都市の付言は見れるようにシステム上になっているというお答えになるのかなと。

○野村委員

ありがとうございます。そうやって付言という形でピックアップできるデータベース構造になっているのなら、やはり、付言を積み重ねることによって制度が変わっていく可能性があると思うので、私自身税務第2部会で付言というのを今まで付したことがないんですけども、今後、付言というのを活用していくことを検討していきたいなと思いました。ありがとうございました。

○白子担当係長

野村委員、ありがとうございます。

そういう意味では、別に明示的に言われているわけではないんですけど、付言を付す際には一項設けていただいて付していただければ、他都市とかも知ることになるのかなと思った次第です。

他の委員、何かございますか。

○白子担当係長

常谷委員、お願いします。

○常谷委員

付言はかなり可能性を秘めていると思っていて、これを沢山つけてあったにもかかわらず、今までこれだけ付言したにもかかわらず同じことやっているんですか、不当ですってという判断に使える、場合によっては違法ですという判断に使えると思うので、そういう意味で活用するためにも、付言はしている方がいいと考えています。また、海道委員からのご提案のとおり、国への提案力ということにも活用できるんじゃないかなと私も思いました。それをするためには多分、処分庁側が本当に困っていて、国に何か言っていける材料として使いたいという要請があれば、国の省庁から来ている、出向してきている局長とか部長とかに話を持っていきやすいように付言を書いてあげらるってことで協力はできるんじゃないかなと思いました。これは、私、和歌山市役所とかで働いたことがあって、根回し的なものが必要になったりとか、内部的に変だなと思っていても変えられないけれども、外部的な材料があれば、こんなこと言われているし、やらないとダメなんですみたいなことで材料に使えるというのはある

と思いましたが。市町村から国にものを言っていくというのは制度としてなくて、材料として資料がないと言っていくにくいというのがあるのと、国とパイプのある出向してきている人とのつながりみたいなのがいるんじゃないかなと思いますので、話し合っ入れていくのもいいんじゃないかなと思いましたが。以上です。

○白子担当係長

常谷委員、ありがとうございました。

本来は、職員自らが事務を見直してやっていくところなんですけれども、仰っていただいた面がなきにしも非ずだと思うので、そういう意味で、職員側として活用させていただけたらと思う次第です。

ほかにも、ご意見あるかもしれませんが、時間が迫ってまいりましたので、付言についてまとめさせていただきます。付言については、今回紹介させていただいた研究会の報告書にもあります通りに進められるなら、将来的にマニュアル等で示されるのかなと考えているところなので、国からマニュアル等が通知されたら、委員の皆様にも共有させていただきたいと思えます。

では、そろそろ閉会の時刻が迫ってまいりましたので、意見交換は以上とさせていただきます。委員の皆様、本日は貴重なご意見ありがとうございました。特に、職権送付や5号適用とか、まだまだ要検討となったものについては、会長と進め方等を相談のうえ、また共有させていただきます。

それでは、会長、お願いいたします。

○榊原会長

長い間ありがとうございました。これをもちまして、令和4年度 第1回 大阪市行政不服審査会を閉会いたしたいと思います。皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。

6 会議資料

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 大阪市行政不服審査会の体制案
- 資料3 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数
- 資料4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要
- 資料5 意見交換課題